

《 保護者が同伴できない場合は 》

予防接種を受ける際には、原則保護者の同伴が必要です

- 16歳未満のお子さんが予防接種を受ける場合、保護者の同伴が原則となっています。保護者とは、親権を行う者、または後見人をいいます（予防接種法第2条第7項）。保護者がやむを得ない理由によって同伴できない場合、以下の場合に限り、保護者の同伴がなくても予防接種を受けることができます。
- 事前に予防接種についての説明書をよく読み納得したうえで、接種される場合は、予診票と「同意書」に保護者の署名をしてください。
- 「予診票」、「同意書」は、1人1回の接種に対し、各1枚必要です。

本人のみで受診する場合

- 中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄及び同意書にて確認できたときは、本人のみで接種することができます。
- 事前に予防接種についての説明書をよく読み納得したうえで、接種される場合は、予診票と「同意書」に保護者の署名をしてください。
 - 接種日当日に、保護者の署名がある「予診票」と「同意書」を、接種する本人が持参してください。
 - 「予診票」、「同意書」は、1人1回の接種に対し、各1枚必要です。